

第5編 原子力災害対策編

第5編 原子力災害対策編

第1章	原子力災害事前対策	1
第1節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1
第1.	関係機関との連携強化	1
第2.	資機材等の調達体制の整備	1
第3.	公共用地等の有効活用	1
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備	2
第1.	情報の収集・連絡体制の整備	2
第2.	情報の分析整理	3
第3.	通信手段・経路の多様化	5
第3節	緊急事態応急体制の整備	6
第1.	基本方針	6
第2.	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	6
第3.	災害対策本部体制等の整備	6
第4.	長期化に備えた動員体制の整備	7
第5.	防災関係機関相互の連携体制	7
第6.	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	7
第7.	自衛隊との連携体制	7
第8.	広域的な応援協力体制の拡充・強化	7
第9.	モニタリング体制等	8
第10.	複合災害に備えた体制の整備	8
第11.	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	8
第4節	避難収容活動体制の整備	9
第1.	避難計画の作成	9
第2.	避難所等の整備	10
第3.	要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	11
第4.	学校等施設における避難計画の整備	12
第5.	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備	12
第6.	住民等の避難状況の確認体制の整備	12

第 7.	居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備	12
第 8.	警戒区域を設定する場合の計画の策定	12
第 9.	避難所、避難方法等の周知	13
第 5 節	緊急輸送活動体制の整備	14
第 1.	専門家の輸送体制の整備	14
第 2.	緊急輸送路の確保体制等の整備	14
第 6 節	救助・救急、医療体制等の整備	15
第 1.	救助・救急機能の強化	15
第 2.	被ばく医療活動体制等の整備	15
第 7 節	物資の調達、供給活動	16
第 1.	食料及び生活物資等の供給計画の策定	16
第 2.	備蓄拠点の整備	16
第 8 節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	17
第 1.	目的	17
第 2.	町防災行政無線の整備拡充	17
第 3.	相談体制の事前準備	17
第 4.	要配慮者への情報伝達体制の整備	17
第 5.	多様な伝達手段の整備	18
第 9 節	行政機関の業務継続計画の策定	19
第 10 節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	20
第 1.	広報活動の実施	20
第 2.	防災教育の実施	20
第 3.	要配慮者等への配慮	21
第 4.	住民の連絡先の把握	21
第 5.	災害記録の伝承	21
第 6.	防災対策研究の国際的な情報発信への協力	21
第 11 節	防災業務関係者の人材育成	22
第 1.	他機関の行う研修の活用	22
第 2.	研修の実施	22
第 12 節	防災訓練等の実施	23
第 1.	訓練計画の策定等	23
第 2.	訓練の実施	24

第3.	実践的な訓練の実施と事後評価	24
第13節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	25
第14節	放射性物質による環境汚染への対処のための整備	25
第2章	緊急事態応急対策	26
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	26
第1.	基本方針	26
第2.	応急対策活動情報の連絡	26
第3.	一般回線が使用できない場合の対処	26
第4.	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	26
第2節	活動体制の確立	27
第1.	町の活動体制	27
第2.	応援要請及び職員の派遣要請等	29
第3.	自衛隊の派遣要請等	29
第4.	原子力被災者生活支援チームとの連携	29
第5.	防災業務関係者の安全確保	29
第3節	住民等への的確な情報伝達活動	31
第1.	住民等への情報伝達活動	31
第2.	住民等からの問い合わせに対する対応	33
第4節	屋内退避、避難収容等の防護活動	34
第1.	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	34
第2.	避難所	35
第3.	広域一時滞在	37
第4.	安定ヨウ素剤の予防服用	37
第5.	要配慮者等への配慮	38
第6.	学校等施設における避難措置	38
第7.	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	38
第8.	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	38
第9.	飲食物、生活必需品等の供給	39
第10.	退避等の指示	39
第11.	退避等の方法	40
第12.	周辺市町村への避難	41

第 1 3.	他市町村からの避難者の受入れ	41
第 1 4.	避難・コンクリート屋内退避等の誘導	42
第 1 5.	立入制限等の措置	42
第 1 6.	治安の確保等	42
第 1 7.	火災の予防	42
第 1 8.	飲食物の摂取制限等	43
第 5 節	緊急輸送活動	44
第 1.	緊急輸送活動	44
第 2.	緊急輸送のための交通確保	45
第 6 節	救助・救急及び医療活動	46
第 1.	救助・救急活動	46
第 2.	医療措置	46
第 7 節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	47
第 1.	当該運搬を委託した原子力事業者のとるべき措置	47
第 2.	町のとるべき措置	48
第 8 節	自発的支援の受入れ等	49
第 1.	ボランティアの受入れ	49
第 2.	国民等からの支援物資、義援金の受入れ	49
第 9 節	行政機関の業務継続に係る措置	50
第 1.	庁舎機能の退避	50
第 2.	災害時優先業務の実施	50
第 3 章	原子力災害中長期対策	51
第 1 節	緊急事態解除宣言後の対応	51
第 2 節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	51
第 3 節	放射性物質による環境汚染への対処	51
第 4 節	各種制限措置の解除	52
第 5 節	災害地域住民に係る記録等の作成	52
第 1.	災害地域住民の記録	52
第 2.	災害対策措置状況の記録	52
第 6 節	被災者等の生活再建等の支援	53

第 1.	被災者へのきめ細やかな支援	53
第 2.	相談窓口の設置	53
第 3.	災害復興基金の設立等	53
第 7 節	風評被害等の影響の軽減	54
第 1.	町内産海産物・農産物のモニタリング	54
第 2.	来訪者の減少を防ぐための情報提供	54
第 3.	人権意識の啓発	54
第 8 節	被災中小企業等に対する支援	55
第 9 節	心身の健康相談体制の整備	55

第1章 原子力災害事前対策

第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	関係各課

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	関係機関との連携強化	○		○
●	資機材等の調達体制の整備	○		○
●	公共用地等の有効活用	○		

第1. 関係機関との連携強化

町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

第2. 資機材等の調達体制の整備

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

第3. 公共用地等の有効活用

町は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

主管部署	総務課、防災対策室、政策課
関係部署	塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	情報の収集・連絡体制の整備	○		
●	情報の分析整理	○		
●	通信手段・経路の多様化	○		

町は、国、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1. 情報の収集・連絡体制の整備

1. 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

2. 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

3. 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

4. 重要通信の確保

町は、県などの関係機関と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策を推進する。

5. 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

第2. 情報の分析整理

1. 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

2. 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県が進める情報のネットワーク化に協力する。

3. 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県等と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、これらを確実に管理する。

また、町は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

(1) 原子力発電所に関する資料

- 原子力事業者防災業務計画等
- 女川原子力発電所施設の状況
- 女川原子力発電所のプラント系統図
- 種々の縮尺の原子力発電所周辺地域図

(2) 社会環境に関する資料

- 種々の縮尺の周辺地図
- 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号に規定される高齢者、障害者、乳幼児等。以下同じ。）の概要、統計的な旅行客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、ヘリポートの面積等の情報を含む。）
- 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- 周辺地域の配慮すべき（特定）施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- 被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- 周辺地域の気象資料（過去 2 年間の周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- 平常時環境放射線モニタリング資料
- 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- 農林水産物の生産及び出荷状況
- 線量換算係数等に関する資料

(4) 防護資機材等に関する資料

- 防護資機材等に関する資料
- 医療活動用資機材等（安定ヨウ素剤を含む）に関する資料

(5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

(6) 避難に関する資料

- 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

第3. 通信手段・経路の多様化

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

1. 通信手段・経路の多様化

(1) 町防災行政無線

町防災行政無線については、可聴範囲外地域の解消に努める。

(2) 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話等の活用にも努める。

(4) 災害時優先電話等の活用

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(5) 通信ふくそうの防止

町は、移動通信系の運用においては、通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意しておく。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

(6) 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を行う。

(7) 保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第3節 緊急事態応急体制の整備

主管部署	全課
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団、塩釜警察署

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	○		
●	災害対策本部体制等の整備	○		
●	長期化に備えた動員体制の整備	○		
●	防災関係機関相互の連携体制	○		
●	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	○		
●	自衛隊との連携体制	○		
●	広域的な応援協力体制の拡充・強化	○		
●	モニタリング体制等	○		
●	複合災害に備えた体制の整備	○		
●	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	○		

第1. 基本方針

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、第2章「緊急事態応急対策」に反映させる。

第2. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

町は、原子力災害発生時に速やかに職員の非常招集、情報の収集・連絡が行えるよう国や県、周辺市町の動向をふまえて、今後、体制等の検討を行う。

第3. 災害対策本部体制等の整備

町は、原子力規制委員会からの情報提供又は防護措置に係る通報を受けた場合は、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について国や県の動向を受けて今後検討する。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を

行なうための体制について国や県の動向を受けて今後検討する。この際意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

第4. 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第5. 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と相互の連携体制の強化に努める。

第6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

第7. 自衛隊との連携体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入れ体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平時よりその想定を行っておく。

第8. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、愛玩動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

なお、広域応援協定等の締結状況は次のとおりである。

広域応援協定等の締結状況は、
地震災害対策編 P.39 第 1 章 災害予防対策 第 1 2 節 相互応援体制の整備
「第 3. 町の相互応援協定」を準用する。

第 9. モニタリング体制等

町は、空間放射線量について平成 23 年 6 月より学校・幼稚園・保育所・公園・通学路などで継続して測定していることから、これらの計測機器の維持管理を行うなどの体制整備に努める。

第 10. 複合災害に備えた体制の整備

町は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、適宜防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

第 11. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第 4 節 避難収容活動体制の整備

主管部署	総務課、防災対策室、長寿社会課、町民生活課、健康福祉課 子ども未来課、教育総務課、生涯学習課、七ヶ浜国際村
関係部署	小中学校、社会福祉施設

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	避難計画の作成	○		
●	避難所等の整備	○		
●	要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	○		○
●	学校等施設における避難計画の整備	○		
●	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備			○
●	住民等の避難状況の確認体制の整備	○		
●	居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備	○		
●	警戒区域を設定する場合の計画の策定	○		
●	避難場所・避難方法等の周知	○		

第 1. 避難計画の作成

1. 避難計画の作成

町は、今後国が検討する「ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A）」で必要とされる防護措置の実施の考え方を受けて、関係機関との協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画作成を検討する。

2. 町が講じておく措置

町は、退避等の場合において、住民等が心理的な動揺と混乱を起こすことなく指示に従って行動ができるようあらかじめ次の事項を把握し、又は定めておき、これを基に退避等措置計画を定めておくものとする。

広域避難等のために定めておく事項	①集合場所 ②避難経路及び避難方法 ③その他必要な事項
------------------	-----------------------------------

第2. 避難所等の整備

1. 避難所等の整備

町は、今後国がP P Aで必要とされる防護措置の実施の考え方を受けて、公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定することを検討する。

また、町は避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮し、周辺市町の動向を鑑みて広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制の整備を検討する。

2. 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。また、町は、周辺市町の動向を鑑みて広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保を検討する。

3. コンクリート屋内退避体制の整備

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

4. 避難等に係る手順の整備

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

5. 応急仮設住宅等の整備

町は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

6. 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

7. 避難所と避難場所における設備等の整備

町は、避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入

院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を行う。

8. 物資の備蓄に係る整備

町は、指定された避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

第3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

1. 要配慮者及び一時滞在者への対応

町は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

- 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。
- 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。
- 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努める。

2. 避難誘導や搬送・受入れ体制の整備

町は、県の協力のもと、要配慮者等及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を行う。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。なお、町は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ避難行動要支援者等避難支援計画等の整備に努める。

3. 病院等医療機関の対応

病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画の作成に努める。

4. 社会福祉施設の対応

社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画の作成に努める。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を行う。

第4. 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画の作成に努める。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

第5. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、町等と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第6. 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

第7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

町は県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

第8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

第 9. 避難所、避難方法等の周知

町は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

避難の迅速な実施のために、町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、緊急事態の状況に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第 5 節 緊急輸送活動体制の整備

主管部署	総務課、防災対策室、建設課
関係部署	塩釜警察署

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	専門家の輸送体制の整備	○		
●	緊急輸送路の確保体制等の整備	○		

第 1. 専門家の輸送体制の整備

町は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

第 2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

県が指定した緊急輸送路と接続する一級町道等の幹線道路を緊急輸送道路として指定するなどして、防災拠点等を結ぶ多重ネットワークの構築に努める。

第6節 救助・救急、医療体制等の整備

主管部署	総務課、防災対策室、健康増進課
関係部署	塩釜医師会

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	救助・救急機能の強化	○		
●	被ばく医療活動体制等の整備	○		

第1. 救助・救急機能の強化

町は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を行う。

第2. 被ばく医療活動体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

第7節 物資の調達、供給活動

主管部署	総務課、防災対策室、水道事業所
関係部署	

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	食料及び生活物資等の供給計画の策定	○		
●	備蓄拠点の整備	○		

第1. 食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくよう努める。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第2. 備蓄拠点の整備

町は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

主管部署	総務課、防災対策室、長寿社会課、健康福祉課、七ヶ浜国際村
関係部署	塩釜地区消防事務組合、社会福祉施設

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	町防災行政無線の整備拡充	○		
●	相談体制の事前準備	○		
●	要配慮者への情報伝達体制の整備	○		

第1. 目的

町は、国及び県と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。この際、分かり易さや正確さに配慮する。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

第2. 町防災行政無線の整備拡充

町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、町防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を行う。

第3. 相談体制の事前準備

町は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

第4. 要配慮者への情報伝達体制の整備

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

第 5. 多様な伝達手段の整備

町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、携帯端末の緊急速報メール機能等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第 9 節 行政機関の業務継続計画の策定

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	全課

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を行う。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第10節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	広報活動の実施	○		○
●	防災教育の実施	○	○	○
●	要配慮者等への配慮	○	○	○
●	住民の連絡先の把握	○		
●	災害記録の伝承	○		
●	防災対策研究の国際的な情報発信への協力	○		

第1. 広報活動の実施

町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 原子力発電所の概要に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 緊急時に、町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
- 要配慮者への支援に関すること
- 緊急時にとるべき行動に関すること
- 避難所での運営管理、行動等に関すること

第2. 防災教育の実施

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

第3. 要配慮者等への配慮

町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

第4. 住民の連絡先の把握

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

第5. 災害記録の伝承

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めるものとする。

第6. 防災対策研究の国際的な情報発信への協力

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、県及び町は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第 1 1 節 防災業務関係者の人材育成

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	各課

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	他機関の行う研修の活用	○		
●	研修の実施	○		

第 1. 他機関の行う研修の活用

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

第 2. 研修の実施

町は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。

- 原子力防災体制及び組織に関すること
- 原子力施設の概要に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- モニタリング実施方法及び機器及び気象予測や大気中拡散予測の活用に関すること
- 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容
- 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- その他緊急時対応に関すること

第 1 2 節 防災訓練等の実施

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	各課

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	訓練計画の策定等	○		
●	訓練の実施	○		
●	実践的な訓練の実施と事後評価	○		

第 1. 訓練計画の策定等

1. 要素別訓練等の計画立案

町は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下に掲げる訓練の実施計画を立案するものとする。

- 災害対策本部等の設置運営訓練
- 緊急時通信連絡訓練
- 緊急時モニタリング訓練
- 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- 被ばく医療訓練
- 周辺住民に対する情報伝達訓練
- 周辺住民避難訓練
- 消防活動訓練・人命救助活動訓練

2. 総合的な防災訓練の計画作成への参画

原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に本町が含まれる場合には、町は、住民避難及び住民に対する情報提供等、町が行うべき防災対策や、複合対策や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第 2. 訓練の実施

1. 要素別訓練等の実施

町は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施を推進する。

2. 総合的な防災訓練の実施

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第 3. 実践的な訓練の実施と事後評価

1. 実践的な訓練の実施

町は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、現場における判断力の向上につながる実践的な訓練になるよう工夫する。

2. 訓練の事後評価

町は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

3. 訓練方法及び事後評価の方法の見直し

町は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第 1 3 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	塩釜警察署

町内には核燃料物質等を扱う事業所はないことから、町内での事故発生の可能性は低いですが、周辺の主要幹線道路等で核燃料物質等の運搬の事故の発生を知った際は、状況の把握に努めるとともに、住民の安全を確保するために広報等を実施するなど必要な措置を講じるものとする。

第 1 4 節 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

主管部署	町民生活課
関係部署	宮城東部衛生処理組合

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を行う。

第2章 緊急事態応急対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

主管部署	総務部、救助部
関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	応急対策活動情報の連絡	○		
●	一般回線が使用できない場合の対処	○		○
●	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	○		

第1. 基本方針

原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出による影響が周辺地域におよび又はおよぶ恐れがある場合には、町は、県を通じて正確な情報収集に努める。

第2. 応急対策活動情報の連絡

町は、県から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

また、町は指定地方公共機関との間において、県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

第3. 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに県、町防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、町が所有する機器を用いて空間放射線量の計測を一定時間おきに計測し、状況の変化を把握する。

また、現在国が検討している防護措置に係る緊急時モニタリングの内容を踏まえ、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第2節 活動体制の確立

主管部署	全部署
関係部署	塩釜地区消防事務組合、塩釜警察署

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	町の活動体制	○		
●	専門家の派遣要請	○		
●	応援要請及び職員の派遣要請等	○		
●	自衛隊の派遣要請等	○		
●	原子力被災者生活支援チームとの連携	○		
●	防災業務関係者の安全確保	○		

第1. 町の活動体制

1. 事故対策のための警戒態勢

(1) 警戒態勢

町は、女川原子力発電所において原子力災害対策特別措置法に基づき、異常事象が通報基準を上回る場合に国や県などに通報がなされたことを知った場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため警戒態勢をとるものとする。

配備区分	配備時期	配備体制
警戒本部 (特別警戒配備)	女川原子力発電所において原子力災害対策特別措置法に基づき、異常事象が通報基準を上回る場合に国や県などに通報がなされたことを知り、警戒本部の設置が必要と認められる場合。	災害対策関係課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。

(2) 情報の収集

町は、女川原子力発電所において原子力災害対策特別措置法に基づき、異常事象が通報基準を上回る場合に国や県などに通報がなされたことを知った場合は、関係機関や周辺市町などと連携して事故の状況の把握に努める。

(3) 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準による。

- 警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- 災害対策本部が設置されたとき。

2. 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置基準

町は、原子力規制委員会からの情報提供又は防護措置に係る通報を受けた場合など、町長が必要と認める場合は、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部を設置した場合は、直ちに県に対し、この旨を報告する。

配備区分	配備時期	配備体制
災害対策本部	1 県から宮城県災害対策本部を設置した旨の連絡を受けた場合。 2 原子力緊急事態宣言の発出（全面緊急事態）。 3 原子力発電所に事故が発生し、防護措置や協力に係る通報を受けた場合において災害対策本部の設置が必要と認められる場合。 4 その他町長が必要と認めたとき。	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する態勢とする。

(2) 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

- 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

3. 災害対策本部等の組織及び配備体制等

災害対策本部等の組織、配備体制、所掌事務等は、七ヶ浜町災害対策本部運営要綱による。

第2. 応援要請及び職員の派遣要請等

1. 応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

2. 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第3. 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

第4. 原子力被災者生活支援チームとの連携

町は、必要に応じて国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第5. 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を行う。

1. 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

2. 防護対策

- 町長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
- 町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

3. 防災業務関係者の放射線防護

- 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- 町は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- 町の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、関係機関や周辺市町における対応状況等について情報収集等を行う。

《防災業務関係者の防護指標》

防災業務関係者の業務区分	外部被ばくによる線量の上限
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量で 50mSv
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	実効線量で 100mSv 等価線量については以下のとおり ・眼の水晶体について 300mSv ・皮膚について 1Sv

※ この他の詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる。

第3節 住民等への的確な情報伝達活動

主管部署	総務部
関係部署	

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	住民等への情報伝達活動	○		
●	住民等からの問い合わせに対する対応	○		
●	広報及び指示伝達	○		

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1. 住民等への情報伝達活動

1. 迅速・的確な情報提供

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

2. 情報の一元化、例文の活用

町は、1. の住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図る。また、情報の発信元を明確にするほか、例文を活用するなど、わかりやすい表現を用いる。

3. 情報提供の定期性等

町は、利用可能な様々な情報伝達手段を活用して繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

4. 適切な情報の提供

町は、住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果、また、気象予測及び放射性物質の大気中拡散予測（SPEEDIネットワークシステム）等の参考情報）、農林畜水産物の放射性物質調査

の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとし、町が行う情報伝達事項は、概ね次のとおりとする。

- 事故の概要
- 原子力災害に係る対応状況
 - 原子力発電所における対応状況
 - 町、県、国及び防災関係機関の対応状況
- 緊急時モニタリングの結果及び大気中拡散計算結果
- 住民等のとるべき行動及び注意事項
 - 交通規制、避難経路及び避難所、避難場所等
 - 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- その他必要と認める事項

5. 内容の確認

町は、原子力緊急事態宣言が発出された場合には、県、関係機関等に十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村と相互に連絡をとりあうものとする。

6. 様々な情報伝達手段の活用

町は、情報伝達に当たって、町防災行政無線、エリアメール、掲示板、広報誌、広報車等のほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できるように努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

7. 住民等への周知

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

第2. 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

主管部署	総務部、救助部、避難所部、教育部
関係部署	小中学校、社会福祉施設

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	○		
●	避難所	○		○
●	広域一時滞在	○		
●	安定ヨウ素剤の予防服用	○		
●	要配慮者等への配慮	○	○	○
●	学校等施設における避難措置	○		
●	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	○		○
●	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	○		
●	飲食物、生活必需品等の供給	○		
●	退避等の指示	○		
●	退避等の方法	○	○	
●	周辺市町村への避難	○		
●	他市町村からの避難者の受入れ	○		
●	退避等の誘導	○	○	
●	立入制限等の措置	○		
●	治安の確保等	○		
●	火災の予防	○		
●	飲食物の摂取制限等	○		

第1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

1. 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等

町は、事態の規模、時間的な推移に応じて国から避難等の予防的防護措置を講じよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原

子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超える恐れがあると認める場合は、住民等に対する避難又は一時移転若しくは屋内退避のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、町長は、指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

2. 避難やスクリーニング等の場所の情報提供

町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、町は避難やスクリーニング等の場所の所在について、県及び原子力災害現地対策本部等に対しても情報を提供するものとする。

3. 避難状況の確認

町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所・避難場所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、県及び原子力災害現地対策本部等に対しても情報を提供する。

4. 広域避難

町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、受入れ先等について当該他の市町村と協議をする。

5. 愛玩動物に係る対応

町は、災害の実態に応じて県と連携し、愛玩動物の所有者に対して適切な対応を行うよう呼びかける。

第2. 避難所

1. 避難所の開設

町は、県と連携し、緊急時、必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を行う。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2. 避難者情報の報告

町は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、

障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供する。

3. 避難生活への配慮

町は、県と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

4. 医療救護体制の整備

町は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

なお、町は、県と連携し、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

5. 避難所の運営管理

町は、県と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

6. 多様な避難場所の確保

町は、県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

7. 避難長期化への対処

町は、県と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

8. 応急仮設住宅等の確保

町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

第3. 広域一時滞在

- ①町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては相手先市町村と協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- ②町は、県に対し、必要に応じて、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。
- ③町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4. 安定ヨウ素剤の予防服用

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、安定ヨウ素剤の服用指示について、国の原子力災害対策本部又は県から出されることとされている。

町は県と連携し、これらの指示に基づき、又は独自の判断により住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

第5. 要配慮者等への配慮

- ①町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。
- ②病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- ③社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

第6. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、児童・生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第7. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

第8. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

町は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立する。

第9. 飲食物、生活必需品等の供給

- ①町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。
- ②町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資を、被災者に対し供給する。
- ③町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国（物資関係省庁）や県、原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第10. 退避等の指示

1. 警戒区域の設定

町長は、原子力緊急事態宣言が発出され県災害対策本部長（以下「県本部長」という。）から、県が定める防護対策地区内の住民等に対する退避等の指示を受けたときは、県本部長の指導・助言を得て、又は独自の判断により、災害対策基本法第63条の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定する。

2. 屋内退避に係る指示伝達等

町長は、県本部長から屋内退避の指示を受けたとき又は独自の判断により、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、防護対策地区内の住民等に対して速やかに屋内退避をするように指示するものとする。

3. コンクリート屋内退避又は避難に係る指示伝達等

- ①町長は、県本部長からコンクリート屋内退避又は避難の指示を受けたとき又は独自の判断により、避難所、経路、集合場所等を決定するとともに、防護地区内の住民等に対し、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮するよう指示するものとする。
- ②町長は、防護対策地区内の学校、公共施設等の施設に係るコンクリート屋内退避又は避難について、特に当該施設の管理者及び関係防災機関との連絡を密にし、住民等に適切かつ明確な指示を与えて実施するよう配慮する。

第11. 退避等の方法

1. 屋内退避

- ①屋内退避の指示があった場合、原則として住民は自宅内にとどまる。
- ②町長は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。
- ③町長は、町防災行政無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して、民心の安定に努める。

2. コンクリート屋内退避又は避難

- ①町長は、県本部長からの指示を受け、又は独自の判断により住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、あらかじめ定めるコンクリート屋内退避所を指定するものとする。この場合において、退避は原則として住民等が各自の行動によるものとし、携行品は最小限にとどめるものとする。
- ②町長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、職員を派遣して退避者の保護に当たらせる。
- ③町長は、県本部長からの避難の指示を受け、又は独自の判断により住民等に対して避難を指示するときは、住民等の集合場所を指定している場合、町職員、消防吏員・消防団員又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。
- ④町長は、集合場所から避難所への住民等の輸送については、あらかじめ確保した車両等又は県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て実施するものとする。
- ⑤町長は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施するに当たって、要配慮者に特に留意するものとする。
- ⑥町長は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講じた場合においては、避難等誘導責任者、退避又は避難所責任者等を通じて退避又は避難の措置の実施状況を把握しておく。

3. 被ばくの低減

町長は、退避等に際して、被ばく低減のため、退避等を行う住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持などの必要な注意を促す。また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導の任に当たる者もこの旨を適宜伝達するものとする。

第12. 周辺市町村への避難

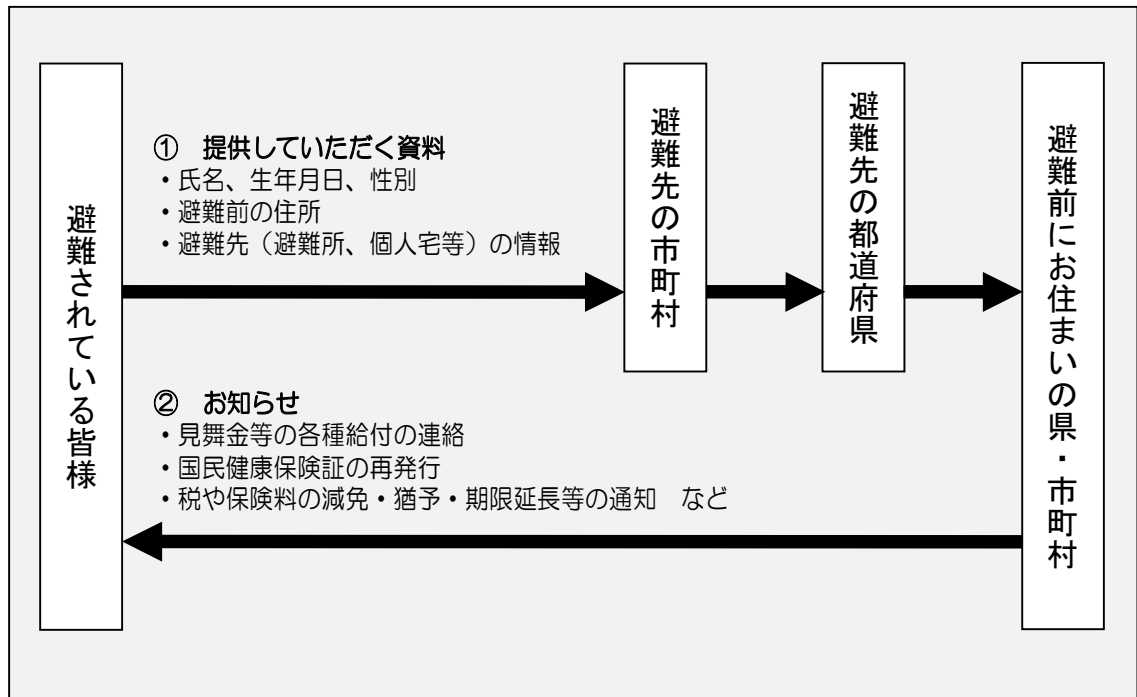
- ①町長は、県本部長から周辺市町村への避難の指示を受けたときは、又は独自の判断により、その旨を速やかに住民等に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受入れ市町村との連絡及び避難者の指導等に当たらせるものとする。
- ②町長は、避難を要する住民等を指定集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送する。

第13. 他市町村からの避難者の受入れ

町長は、県本部長から他の市町村からの避難者の受入れ要請があったときは、地域防災計画に定める避難所を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。

- ①町は、避難者の受入れが決定した場合に、避難者の対象人数・世帯数等の支援ニーズを確認のうえ、避難所となる受入れ先施設を速やかに開設し、避難者を受入れる。受入れ状況等に関しては、県へ随時報告する。
- ②町は、他市町村の避難者を受入れた場合には、避難者に対して全国避難者情報システムへの登録を呼びかけ、避難者が避難前に住んでいた市町村からの情報が途切れずに入手できるよう配慮する。
- ③町は、他市町村の避難者を受入れた場合、県及び関係自治体と協議の上、避難者に飲食物や生活必需品を供給するとともに、避難者の受入れを行った関係自治体の行政機能の継続のため、必要に応じて、町内の施設を代替拠点として提供しよう努める。
- ④町は、他市町村からの避難が中長期化する場合において、供給する物品、提供する支援が不足し、調達の必要がある場合は、県や国（物資関係省庁）、あるいは原子力災害対策本部等に物資の調達等の支援を要請する。

【全国避難者情報システム】



第14. 避難・コンクリート屋内退避等の誘導

避難・退避等の誘導は、警察官及び消防吏員・消防団員等が当たり、防護対策地区ごとに実施する。この場合、誘導に当たる者は、災害対策本部と密接な連絡をとる。

第15. 立入制限等の措置

町長は、県本部長の指示に基づき又は独自の判断により、防護対策地区内における避難及び退避中の住民・防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立ち入りの禁止を、警戒区域におけるこれらの者および車両等の立ち入りを制限するものとする。

第16. 治安の確保等

町は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努める。

第17. 火災の予防

町は、国及び県と協力のうえ、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防にも努める。

第18. 飲食物の摂取制限等

1. 飲食物の検査

町は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

2. 出荷制限、摂取制限等の措置

町は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

3. 飲料水及び飲食物の供給

町長は、県本部長から飲料水、飲食物の出荷制限、摂取制限等の措置を指示されたときは、県と協力して関係住民等への応急措置を講ずるものとする。

詳細は、

地震災害対策編 P.203 第2章 災害応急対策

「第15節 食料、飲料水及び生活物資調達供給活動」を準用する。

第5節 緊急輸送活動

主管部署	総務部
関係部署	自衛隊、塩釜警察署

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	緊急輸送活動	○		
●	緊急輸送のための交通確保	○		

第1. 緊急輸送活動

1. 緊急輸送の範囲及び順位

緊急輸送の範囲は以下のものとし、町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位	● 人命救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材の輸送 ● 負傷者の搬送 ● 対応方針を定める少人数グループのメンバーの輸送
第2順位	● コンクリート屋内退避所、避難所等を維持・管理するために必要な人員及び資機材の輸送 ● 避難者の輸送（緊急性の高い区域から優先的に避難） ● 災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	● 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	● 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送（飲料水、飲食物、衣類等）
第5順位	● その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2. 緊急輸送体制の確立

- 町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- 町は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請する。

第2. 緊急輸送のための交通確保

町道路管理者は、交通規制に当たる塩釜警察署と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第6節 救助・救急及び医療活動

主管部署	救助部
関係部署	塩釜医師会

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	救助・救急活動	○		○
●	医療措置	○		

第1. 救助・救急活動

1. 資機材の確保

町は、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

2. 応援要請

町は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、他市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

3. 応援要請時の留意事項

応援要請時には以下の事項に留意するものとする。

- 救急・救助の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- 町への進入経路及び集結（待機）場所
- その他

第2. 医療措置

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

主管部署	総務部
関係部署	塩釜警察署

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置			○
●	町のとりべき措置	○		

核燃料物質等の運搬中の事故については、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うこととされている。

運搬中に事故が発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うことになる。

町は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、県、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずる。

第1. 当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置

1. 事故発生等の通報連絡

原子力事業者の連絡責任者は、原子力事業者防災業務計画に基づき特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、国土交通省、事故発生場所を管轄する市町村、消防署、警察署、原子力防災専門官等に特定事象発生通報様式を用いて文書を送信する。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することになっている。

2. 原子力事業者の応急措置

原子力事業者は、運搬に係る事故が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、事故発生場所を管轄する警察署、消防署、宮城海上保安部と協力して、必要な措置を実施する。

第2. 町のとるべき措置

町は、事故の通報を受けた場合は、県と協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施する。

第8節 自発的支援の受入れ等

主管部署	救助部
関係部署	町社会福祉協議会

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	ボランティアの受入れ	○		
●	国民等からの支援物資、義援金の受入れ	○		

第1. ボランティアの受入れ

町は、国、県及び関係団体と協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、放射線防護に留意するとともに老人介護や通訳等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

第2. 国民等からの支援物資、義援金の受入れ

1. 支援物資の受入れ

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの支援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需要状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

2. 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の配分について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

第9節 行政機関の業務継続に係る措置

主管部署	全部署
関係部署	

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	庁舎機能の退避	○		
●	災害時優先業務の実施	○		

第1. 庁舎機能の退避

町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては児童・生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

第2. 災害時優先業務の実施

町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第3章 原子力災害中長期対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

主管部署	全課
関係部署	

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き設置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。なお、避難区域を見直した場合は、その旨を県に報告する。

第3節 放射性物質による環境汚染への対処

主管部署	町民生活課
関係部署	

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第4節 各種制限措置の解除

主管部署	町民生活課
関係部署	

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、住民等の退避等措置並びに立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	災害地域住民の記録	○		
●	災害対策措置状況の記録	○		

第1. 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

第2. 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第6節 被災者等の生活再建等の支援

主管部署	総務課、防災対策室、財政課、税務課、町民生活課、長寿社会課 教育総務課
関係部署	

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	被災者へのきめ細やかな支援	○		
●	相談窓口の設置	○		
●	災害復興基金の設立等	○		

第1. 被災者へのきめ細やかな支援

町は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティーの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

第2. 相談窓口の設置

町は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第3. 災害復興基金の設立等

町は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第7節 風評被害等の影響の軽減

主管部署	総務課、防災対策室、産業課、町民生活課、教育総務課
関係部署	

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第1. 町内産海産物・農産物のモニタリング

町は、町内産の海産物や農作物等の買い控えや市場での取引拒否を防ぐため、町内産の海産物や農作物等に含まれる放射性物質のモニタリング検査結果について町ホームページを通じて速やかに公表するほか、県、国と連携して広報活動を行う。

第2. 来訪者の減少を防ぐための情報提供

町は、旅行者等来訪者の減少を防ぐため、空間放射線のモニタリング及び土壌中の放射性物質検査を実施する。結果は、町ホームページを通じて速やかに公表するなどの広報活動を行う。

第3. 人権意識の啓発

町は、原子力発電所事故による避難者に対して、根拠のないうわさや偏見等による人権侵害が起こらないよう、放射線に関する正しい知識を普及するとともに、避難者との日々の暮らしの中で互いの違いを認めあい、人権を尊重し合えるよう、人権意識の啓発に努める。

また、小中学校において日常的に実施されている災害への備えや避難方法等の防災教育に、原子力発電所事故や放射能汚染等に関する正しい知識の習得を盛り込むなど、放射線被ばくについての人権侵害をなくす観点も含め一層の充実に努める。

第8節 被災中小企業等に対する支援

主管部署	産業課
関係部署	

町は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第9節 心身の健康相談体制の整備

主管部署	健康福祉課
関係部署	塩釜保健所

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施するものとする。